

実績評価方式等による施策レベルの 政策評価を実施する際の留意点

総務省行政評価局 松本 順

目次

I 国の目標管理型の政策評価

- 1 制度概要
- 2 年間スケジュール
- 3 事前分析表
- 4 政策評価書

II 点検結果からみた政策評価実施上の留意点

- 1 国の目標管理型の政策評価の点検の視点
- 2 各府省の共通課題
- 3 政策評価実施上の留意点

III 政策評価審議会における検討状況

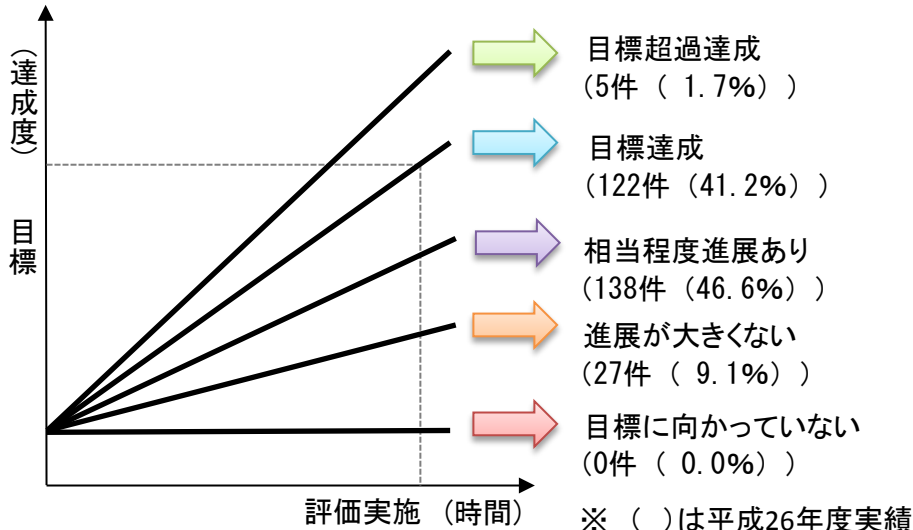
I 国の目標管理型の政策評価 ～制度概要～

目標管理型の政策評価とは

- ・ 全府省（宮内庁を除く。計20府省）が、その主要な施策（約500施策）を対象に行う事後評価。
 - ・ 政策の見直し・改善に資する見地から、**あらかじめ目標及び測定指標を設定した上で**、測定指標の達成状況に応じて、**目標の達成度合いを評価**。
- （例）目標：観光立国の推進 測定指標：訪日外国人旅行者数（目標値：2,000万人（32年））
- ・ 平成26年度から、政策評価の「標準化・重点化」を推進

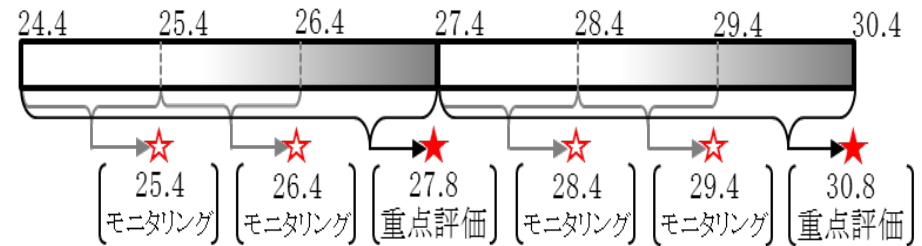
評価結果の標準化

目標の達成度合いを各府省共通の5区分で明示、政策の進捗状況を横断的かつ分かりやすく把握



実施時期の重点化

毎年度評価 → 施策の節目に合わせて評価

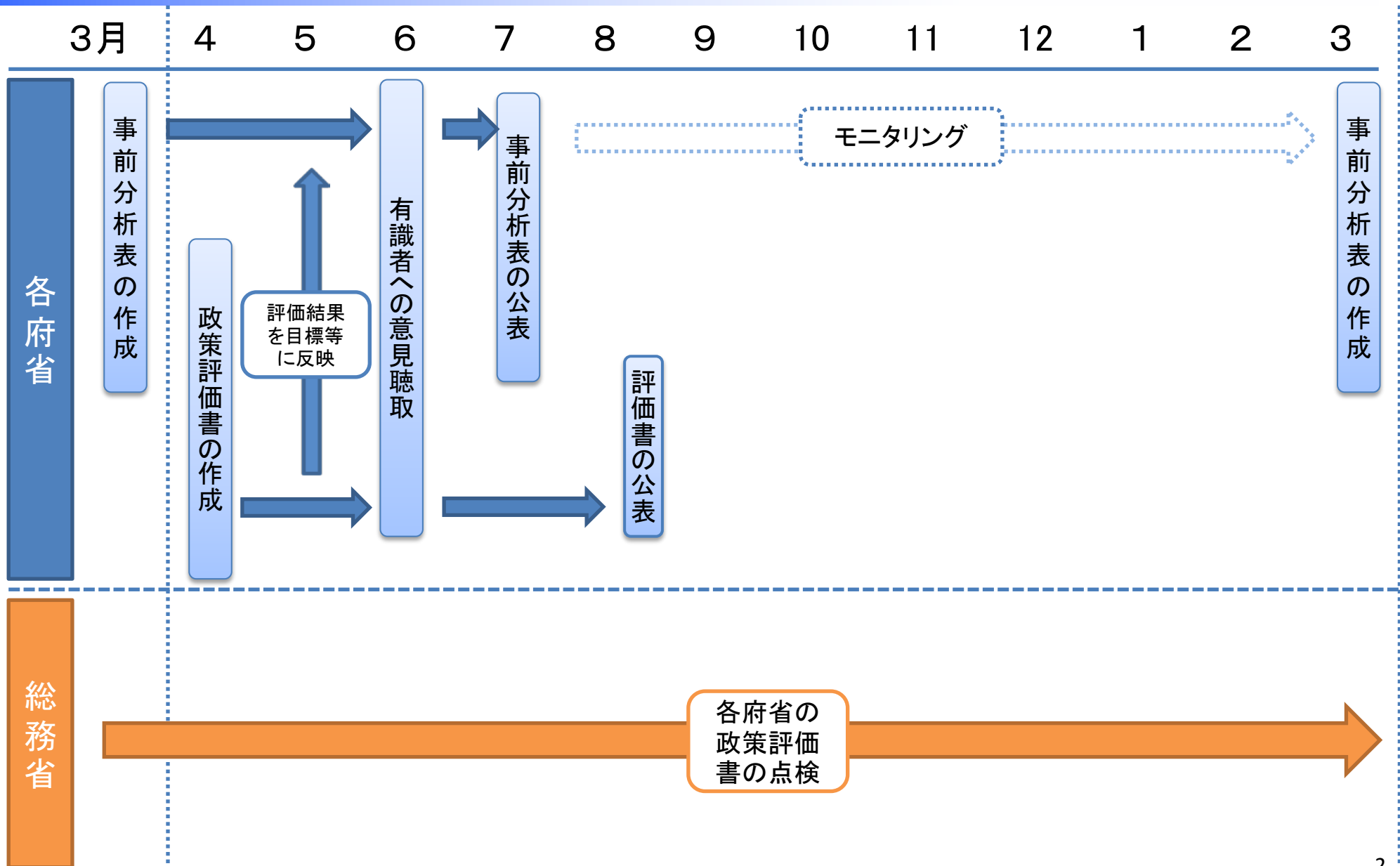


モニタリングの結果が悪い場合は、評価を前倒して実施し、早期に問題点を把握し施策を立て直す

内容の重点化

目標の達成度合いの測定に加え、政策の見直し・改善に貢献するため、目標を達成しなかった原因を分析するなど、**踏み込んだ評価を実施**

I 国の目標管理型の政策評価 ～年間スケジュール(平成26年度)～



I 国の目標管理型の政策評価 ～事前分析表～

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

(〇〇省26-①)

施策名	□□な△△の向上				担当部局名	〇〇局〇〇課		作成責任者名 (※記入は任意)	〇〇課長 〇〇 〇〇			
施策の概要	〇〇を推進する				政策体系上の位置付け	〇〇の形成を通じ△△の構築						
達成すべき目標	全ての〇〇が……な程度に……できるような△△を実現				目標設定の考え方・根拠	……との理念にしたがって、〇〇計画(閣議決定)において、「〇〇〇」と規定されている			政策評価実施予定時期	平成〇年〇月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
〇〇調査における△△率 1 (※4か年計画の場合の記入例)	50%	24年度	70%	28年度	-	〇%	〇%	〇%	70%	-	-	・本施策における重点事項を定めている〇〇計画(閣議決定)において、〇〇調査における△△率については、××年までに□□にするものとされているため
□□適合基準率 2 (※10か年計画の場合の記入例)	75%	25年度	90%	35年度	-	-	-	-	-	83%	・〇〇基本計画(閣議決定)の成果指標として□□適合基準率が、75%(H25)→83%(H30)→90%(H35)と規定されているため	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
〇〇事業 (1) (平成〇年度)(関連:26-①)	… (…)	… (…)	…	…	1	・～において、〇〇を整備 ・〇〇を整備することは、△△現在……人いる～に対し、〇〇を提供、促進することとなるため、測定指標の〇〇率を……%押し上げる効果があると見込んでいる ・〇〇整備率:〇%(〇〇の満足度:〇%)					0001	
〇〇事業 (2) (平成〇年度)	… (…)	… (…)	…	…	2	・～に対する支援として、〇〇を実施 ・〇〇事業を実施することにより、主要な〇〇などを中心に連続した△△化を行う地区の総面積が増加し、一層の……の促進を図ることができる見込んでいる ・〇〇面積:〇㎡(〇〇の利用者:〇人)					0002	
施策の予算額・執行額	… (…)	… (…)	…	…	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

- ①「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を明示
- ②原則として達成すべき水準を数値化。数値化が困難な場合でも、事後検証が可能な定性的指標を設定
- ③予算事業は行政事業レビューの事業単位で、非予算事業(法律、租税特別措置等)についても明示

I 国の目標管理型の政策評価 ～政策評価書～

平成〇年度実施施策に係る政策評価書

(〇〇省YY-①)

施策名						
施策の概要						
達成すべき目標						
施策の予算額・執行額等	区分	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)				
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				(※記入は任意)
		合計(a+b+c)				(※記入は任意)
執行額(百万円)				(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

① 測定指標	指標A	基準値	実績値					目標値	達成
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	
	年度ごとの目標値								
	指標B	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	
年度ごとの目標									

② ③ ④ 評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	各行政機関共通の5段階区分を記入 測定指標の結果に基づき、上記区分とした判断根拠を記入
	施策の分析	以下の事項について、記入するよう努める ・施策そのもの問題点 ・達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与しているか ・外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 以下の事項について、今後の課題や当該施策に係る問題点を把握した上で、施策、測定指標ごとに記入 ・設定していた目標の妥当性と必要な見直し ・新たな目標の在り方 その外、今後の施策への反映の方向性を記入	

学識経験を有する者の知見の活用			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			
担当部局名	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	

- ① 測定指標ごとに実績値と目標値、目標達成の成否を記載
- ② 目標の達成度合いについて、測定指標ごとの目標達成の実績に照らし、各府省共通の5区分のいずれに当たるか、またその区分をした判断根拠を記入
- ③ 目標未達成の原因分析、達成手段が目標へ寄与したかなどの分析を実施
- ④ 達成すべき目標や測定指標の妥当性を検証し、必要に応じて見直し

Ⅱ 点検結果からみた政策評価実施上の留意点 ～国の目標管理型の政策評価の点検の視点～

- 総務省は、各府省が実施した政策評価について、評価の質の向上とそれを通じた政策の見直し・改善を目指して、点検（客観性担保評価活動）を実施
- 必要に応じ、補足説明、評価マニュアルの見直し、評価の修正・やり直し等を要求
- 指摘事項や各行政機関の対応状況を公表
- 目標管理型の政策評価については、評価の標準化・重点化が適切に実施されているかとの視点を中心に点検
（点検対象：平成26年度に評価を行った17機関296件の評価書）

Ⅱ 点検結果からみた政策評価実施上の留意点 ～各府省の共通課題(平成26年度)～

① 目標達成度合いに係る要因等の分析

目標設定の妥当性や目標達成度合いに係る要因等を十分に分析

② 達成手段が目標へ有効に寄与しているかの分析

- ・ 達成手段がいかに目標の実現に寄与するかを事前に明らかにした上で、事後に当該想定を検証
- ・ 検証に当たっては、できる限り、以下のような分析を実施
 - ア 目標に対する実績はどのような要因(達成手段、想定外の外部要因など)により得られたのか。
また、要因ごとに実績にどの程度影響を与えたのか。
 - イ 達成手段により得られた実績は事前の想定どおりか。

③ 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保

行政事業レビューにおける指摘を踏まえて、どのような事業(達成手段)の見直しを行い、当該見直しが施策の目標設定や目標達成度合いにどのように影響するのかを把握するなど、政策評価と行政事業レビューとの間で情報等の相互活用を図る。

Ⅱ 点検結果からみた政策評価実施上の留意点 ～標準化～

1 5区分の明示

平成26年度に評価を実施した全ての行政機関(17行政機関)が実施

2 目標達成度合いの測定結果

約9割(296件中260件)が「目標達成」又は「相当程度進展あり」

3 課題

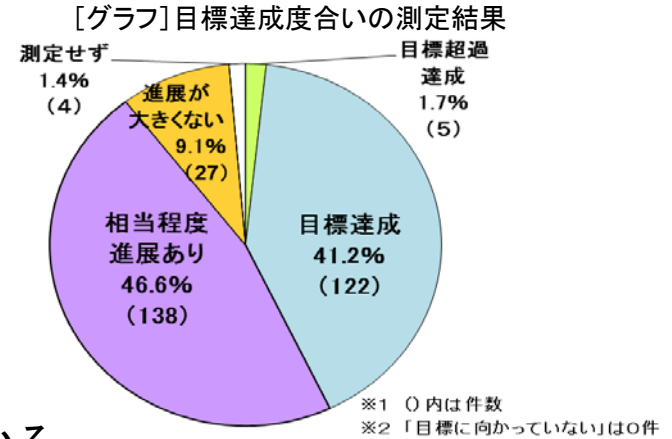
目標達成度合いの測定に当たり、以下のような課題もみられた。

① あらかじめ設定した測定指標と異なる測定指標を用いて評価している。

- ・ あらかじめ設定した測定指標と異なる測定指標を用いて評価しているにもかかわらず、その理由が説明されていないもの:約3割

② 目標達成度合いの測定がガイドラインに沿って行われていない。

- ・ 目標未達成の測定指標があるにもかかわらず「目標達成」と高く評価したり、全ての測定指標で目標を達成しているにもかかわらず「相当程度進展あり」又は「進展が大きくない」と低く評価したりされているもの等:約3割



[例1]

測定指標	
①○○率(%)	○
②△△数	×

目標達成度合いの測定結果	
目標達成	

目標未達成の測定指標があるにもかかわらず、「目標達成」と高く評価

※ガイドラインでは…
目標未達成(×)の測定指標がある場合
→ 「相当程度進展あり」
or 「進展が大きくない」
or 「目標に向かっていない」

[例2]

測定指標	
①◇◇率(%)	○
②☆☆数	○

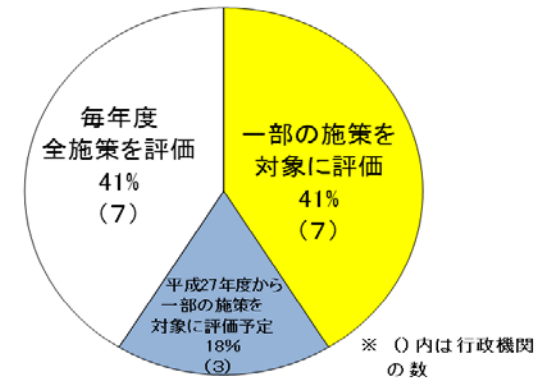
目標達成度合いの測定結果	
相当程度進展あり	

全ての測定指標で目標を達成しているにもかかわらず、「相当程度進展あり」と低く評価

※ガイドラインでは…
全ての測定指標で目標達成(○)の場合
→ 「目標超過達成」
or 「目標達成」

Ⅱ 点検結果からみた政策評価実施上の留意点 ～重点化～

[グラフ]実施時期の重点化状況



1 実施時期

平成26年度は、約4割(17行政機関中7行政機関)が、施策ごとに評価を実施する年度を定めるなど、評価の実施時期を重点化し、一部の施策を対象に評価

(注)平成27年度は、更に3行政機関が評価の実施時期を重点化予定(平成27年3月時点)。

2 内容

ガイドラインに基づく取組の初年度でもあり、目標達成度合いの測定に加え、踏み込んだ評価が十分に行われているとはいえないものの、踏み込んだ評価も一部みられた。

① 目標を達成しなかった原因の分析等

政策の見直し・改善の必要性が比較的高いと考えられる目標達成度合いが「進展が大きくない」とされた27件の評価において(注)、目標を達成しなかった原因分析がされているものが17件みられた。

うち、原因分析を踏まえて政策の見直し・改善の方向性が明らかにされているもの[→事例参照]が14件みられた。

(注)目標達成度合いが「目標に向かっていない」とされたものについても、政策の見直し・改善の必要性が高いと考えられるが、そのような評価書はみられなかった。

[事例]バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等(内閣府)

達成すべき目標		バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。		
測定指標	バリアフリーの認知度	実績値 (25年度)	目標値 (25年度)	達成
		91.3%	100%	△
評価結果	施策の分析	20代以下の年代層のみ認知度が90%を下回っており、…当該年代層へ適した普及啓発が十分ではないことが低下の一因となっている可能性が考えられる。		
	次期目標等への反映の方向性	20代以下の若年層はSNS(ソーシャルネットワークサービス)をよく活用していると考えられることから、…内閣府公式Facebookへの…情報の掲載等SNSの活用による当該年代層に適した普及啓発を実施。		

(注)内閣府の評価書を総務省において簡略化した。

Ⅱ 点検結果からみた政策評価実施上の留意点 ～重点化(続き)～

② 達成手段が目標へ有効に寄与しているかの分析

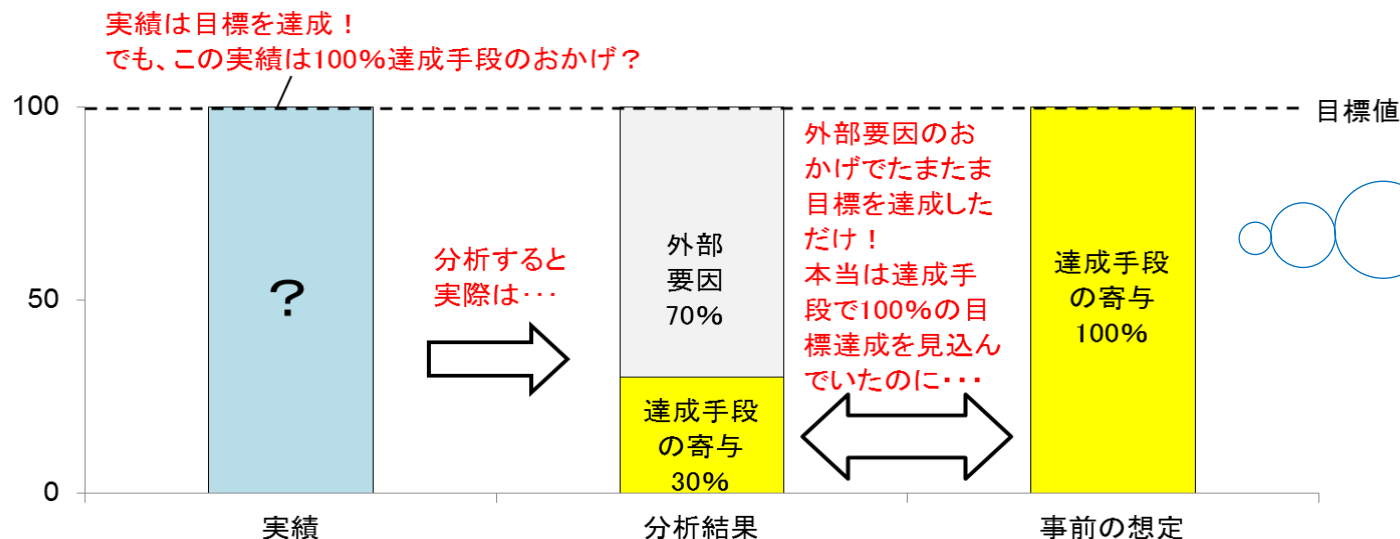
次のような分析が行われているものは、みられなかった。

ア 目標に対する実績はどのような要因(達成手段、想定外の外部要因など)により得られたのか。

また、要因ごとに実績にどの程度影響を与えたのか。

イ 達成手段により得られた実績は事前の想定どおりか。

[イメージ]



実績が目標を達成した
から一見良さそう。

でも、よく調べると、今
年はたまたまうまくいっ
ただけ!

達成手段が想定どおり
の効果を上げておらず、
改善しないと来年度は
目標を達成できないお
それも…!

一方、上記アに関し、特定の場合(測定指標単位の目標達成度合いが150%超や50%未満の場合など)に、目標に対する実績がどのような要因(達成手段、想定外の外部要因など)により得られたのかについて分析を行う評価の枠組みを構築した上で、分析が行われているもの [→スライド11参照]が11件みられた。

II 点検結果からみた政策評価実施上の留意点 ～重点化(事例)～

●定量的な評価の枠組みを構築（農林水産省）

1. 測定指標単位の目標達成度合いの判定

- 各測定指標における実績値の把握方法及び目標値に対する達成度合いの判定方法(算出式、判定基準等)をあらかじめ明示(次表は、定量的な目標についての判定基準)

目標達成度合い	判定	目標達成度合い	判定	目標達成度合い	判定	目標達成度合い	判定
150%超	「A'」	90%以上150%以下	「A」	50%以上90%未満	「B」	50%未満	「C」

2. 政策分野単位の目標達成度合い(ガイドライン上の5区分)の判定

- 全ての測定指標を「主要な測定指標」とする旨をあらかじめ明示
- ガイドライン上の5区分による目標達成度合いの判定方法をあらかじめ明示(測定指標単位の目標達成度合い(「A'」～「C」)の内容及び割合に応じて、手順1及び2を踏まえて判定)

ガイドライン上の5区分		判定方法	
区分	内容	手順1	手順2
①目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの	全ての測定指標が「A'」or「A」	主要な測定指標のうち「A'」が半数以上
②目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの		主要な測定指標のうち「A'」が半数未満
③相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの	「B」又は「C」の測定指標を含む	主要な測定指標のうち「A'」、「A」及び「B(ただし、前年度の実績値を下回った測定指標を除く。)」が半数以上、かつ、主要な測定指標のうち「C」が4分の1以下
④進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの		③及び⑤のいずれにも該当しない場合
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの		主要な測定指標のうち「C」が半数以上、かつ、主要な測定指標のうち「A'」、「A」及び「B(ただし、前年度の実績値を下回った測定指標を除く。)」が4分の1以下

3. 測定指標についての要因分析

- 次のいずれかの基準に該当するものについて、要因分析(外部要因、内部要因等の分析)を実施

①目標達成度合いが「C」となった測定指標、②前年度の実績値を下回った測定指標(ただし、目標達成度合いが「A」となった測定指標を除く。)、③目標達成度合いが「A'」となった測定指標

II 点検結果からみた政策評価実施上の留意点 ～重点化(事例の続き)～

政策分野名 【施策名】	農業・農村における6次産業化の推進								
施策(2)	地産地消の推進								
目標②【達成すべき目標】	学校給食における地場産物の利用の促進								
測定指標	(ア) 学校給食における地場産物を使用する割合	基準値	実績値				目標値	達成	
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	(達成度合い)	25%	/	25%	25.7% (B:70%)	25.1% (C:5%)		30%	C
	年度ごとの目標値	/	/	— (25%)	26%	27%	28%	/	
目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)								
③測定指標についての要因分析 基準に該当する測定指標について、外部要因と内部要因に分け、それぞれの観点から要因分析	【施策(2)②(ア)】学校給食における地場産物を使用する割合								
評価結果	1) 外部要因 学校給食の原材料の多くを占める野菜について、調査時期に生育状況や価格が高い等の理由から入手しづらかった地域があったことや東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の影響により、被災地域における学校給食への地場産物の使用が消極的となった。	③相当程度進展あり					②政策分野単位の目標達成度合い(ガイドライン上の5区分)の判定 あらかじめ明示された判定方法を踏まえ、判定【判定例】 測定指標単位の目標達成度合いの判定の内訳 A':1 A:7 B:3 C:2 (上記測定指標のほか、目標達成度合いを判定している測定指標は12あり) ⇒主要な測定指標のうち、「A'」、「A」及び「B(ただし、前年度の実績値を下回った測定指標を除く)」が半数以上、かつ、主要な測定指標のうち「C」が4分の1以下 ⇒③相当程度進展あり		
	2) 内部要因 地産地消関連補助事業において、学校給食で地場産物を活用した優良事例や地場産物等を利用した献立などの情報収集・普及啓発等を行ったが、外部要因の影響もある中、普及啓発等が進まなかったこと等から、思うように効果が上がらなかった。 また、学校給食で地場産物の利用を拡大する際の課題として、「食材を一定量、一定の品質で確保すること」が必要との声がある中、生産・供給体制の構築を進めるには至らず、地場産物の利用拡大が図られなかった。	④次期目標等への反映の方向性 要因分析の結果を踏まえて、反映(見直し・改善)の方向性を明示					③相当程度進展あり		
次期目標等への反映の方向性	【施策(2)②(ア)】学校給食における地場産物を使用する割合 学校給食を所管する文部科学省と連携し、平成25年12月に各都道府県知事等へ学校給食における地場産農林水産物の利用促進について通知し、関係者に対して第2次食育推進基本計画(学校給食における地場産物の使用割合を27年度までに30%以上)の内容を周知するよう依頼。 また、学校給食で地場産物を活用した優良事例や地場産物等を利用した献立などの情報収集・普及啓発等に加え、26年度から学校給食の食材として地場産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組を支援する「学校給食地場食材利用拡大モデル事業」を措置するとともに、文部科学省では食育の多角的効果について科学的データに基づいて検証する「スーパー食育スクール事業」を措置したところであり、両省が連携して学校給食における地場産物の利用促進を支援する。								

(注) 農林水産省の評価書を総務省において簡略化した。

II 点検結果からみた政策評価実施上の留意点

～行政事業レビューとの連携～

評価書において、行政事業レビューにおける指摘を踏まえた事業(達成手段)の見直しの方向性や事業の効果を把握するための測定指標の見直しを明らかにするなど、政策評価と行政事業レビューとの連携を深める工夫を行っている評価[→事例1、2参照]が31件みられた。

[事例1] 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化(農林水産省)

<p>政策の概要 【施策の概要】</p>	<p>国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きを強化する。 このため、農業と国民との結び付きの強化、地産地消の推進等のための施策を行う。</p>							
<p>施策(1)</p>	<p>農業と国民との結び付きの強化</p>							
<p>目標①【達成すべき目標】</p>	<p>生産数量目標の達成に向けた国産農畜産物の消費喚起及び供給拡大</p>							
<p>測定指標</p>	<p>(ケ) 消費者ニーズの高い優良果実の供給拡大(優良品目・品種への転換割合) (達成度合い)</p>	<p>基準値</p>	<p>実績値</p>				<p>目標値</p>	<p>達成</p>
		<p>20年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>26年度</p>
	<p>0%</p>	<p>0.5% (B:83%)</p>	<p>0.8% (B:67%)</p>	<p>1.2% (B:67%)</p>	<p>1.7% (B:71%)</p>	<p>3%</p>		
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>/</p>	<p>0.6%</p>	<p>1.2%</p>	<p>1.8%</p>	<p>2.4%</p>	<p>3.0%</p>	<p>/</p>	
<p>評価結果の政策への反映状況 (主なもの)</p>	<p>平成26年行政事業レビュー公開プロセスにおいて対象となった「果樹・茶支援対策事業のうち果樹対策(0037)」について、「持続可能な農業を支える重要な政策」とされた一方で、「農水省としての果樹産業全体の中・長期的戦略が必要、スキームの大幅な見直し又は制度運用の見直しが必要」等の指摘があったことを踏まえ、平成27年度からの新たな果樹農業振興基本方針において中・長期的な戦略を、今後、明確に打ち出し、あわせて事業実施スキームを見直すとともに、優良品目・品種への転換や高品質化・大規模化を加速するための改植・未収益期間対策等の運用の見直しを行い、対策の充実を図る。</p>							

平成26年行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえた事業(達成手段)の見直しの方向性を明らかにしている。

(注) 農林水産省の評価書を総務省において簡略化した。

II 点検結果からみた政策評価実施上の留意点 ～行政事業レビューとの連携(続き)～

[事例2]交通安全対策に関する広報啓発・調査研究等(内閣府)

<p>施策の概要</p>	<p>「第9次交通安全基本計画」等に基づき、交通安全思想の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため、「春・秋の全国交通安全運動」などの各種事業を推進する。</p>								
<p>達成すべき目標</p>	<p>各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。</p>								
<p>測定指標</p>	<p>春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合</p>	<p>基準値</p>	<p>実績値</p>					<p>目標値</p>	<p>達成</p>
		<p>-</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>25年度</p>	<p>×</p>
	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>40.3%</p>	<p>90%</p>		
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>/</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>90%</p>	<p>/</p>		
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【測定指標】 「春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合」について、平成25年度の政策評価の事前分析表では「普段から交通安全を意識していると思う人の割合」としていたが、平成25年行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、測定指標を変更し、25年度の事前分析表から用いている。</p>								

(注)内閣府の評価書を総務省において簡略化した。

平成25年行政事業レビュー公開プロセスにおいて、事業の効果を把握するよう指摘されたことを踏まえ、測定指標を事業の効果を把握できるよう変更

[変更前] 普段から交通安全を意識していると思う人の割合

→[変更後] 春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合

II 点検結果からみた政策評価実施上の留意点 ～その他(評価の質を高める取組ー測定指標の見直しー)～

●定量的な測定指標や、政策効果を把握できる測定指標への見直し(内閣府)

内閣府の全78施策のうち、54施策において測定指標を見直し。
見直し内容をみると、①定量的な測定指標への見直しや、②政策効果を把握できる測定指標への見直しを行っているものがみられた。

[事例1] 取組状況を定量的に把握できる測定指標に変更

施策名: 民間資金等活用事業の推進
達成すべき目標: 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」を踏まえ、PFIの一層の推進を図る。

<平成25年度評価書>

<平成26年度事前分析表>

測定指標	目標
「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」等を踏まえた施策の推進	「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」等を踏まえた施策の推進

定量的な測定指標に変更



測定指標	目標
1 PFI事業件数	対25年度比増
2 地方公共団体へのPFI専門家派遣件数	対25年度比増

目標達成度合いを客観的に測定することが容易に。

[事例2] 政策効果を把握できる測定指標を追加

施策名: 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定
達成すべき目標: 地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国が的確に後押しできるような省庁横断的な施策を推進し、地域活性化(地方再生)を促進する。

<平成25年度評価書>

<平成26年度事前分析表>

測定指標	目標
事業が完了した地方公共団体に対する調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合	70%

測定指標を追加



測定指標	目標
事業が完了した地方公共団体に対する調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合	80%
計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	70%

政策効果を把握できるように。

●事前分析表における達成手段の達成目標への寄与の説明欄の設定(内閣府)

施策名	中心市街地活性化基本計画の認定									
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	100%	平成20年度	100%	平成25年度	100%					...
2 計画期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	—	平成20年度	60%	平成25年度	60%					...
達成手段(開始年度)	補正予算後執行額		25年度予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要	達成手段の目標(25年度)	施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容			
	23年度	24年度								
(1)中心市街地活性化の推進に必要な経費(平成19年度)	2311(1,603)	12,102	10,802	1, 2	中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定のために、基本計画認定等に際しての現地調査、成果事例集の作成等を行う。	中心市街地活性化基本計画を認定する。 (一)	基本計画の認定を受けることが、大規模小売店舗立地法の特例の適用や基本計画に記載した事業に対する社会資本整備総合交付金の交付率の拡大など、関係省庁の総合的な支援を受けつつ、中心市街地の活性化のための事業に取り組みの端緒となる。			

(注)内閣府の事前分析表を総務省において簡略化した。

●事前分析表におけるアウトカム指標とアウトプット指標の明示(文部科学省)

施策目標(テーマ)	達成目標	主な成果指標(アウトカム)/活動指標(アウトプット)
2 生涯スポーツ社会の実現	1 地域スポーツ活動の推進による「新しい公共」の形成に向け、総合型地域スポーツクラブを中心とした地域スポーツ環境を向上させるとともに、ライフステージに応じた安全なスポーツ活動を推進するための環境を整備することにより、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会が実現される。	【成果指標(アウトカム)】 ① 週1回以上のスポーツ実施率 平成24年度実績:(集計中)(平成24年度調査) 平成33年度目標:3人に2人(65%程度) 【活動指標(アウトプット)】 ② 総合型地域スポーツクラブが創設されている市区町村の割合 平成24年度実績:78.2% 平成33年度目標:100% ③ 運営面や指導面において周辺の地域スポーツクラブを支えることができる総合型地域スポーツクラブ(拠点クラブ)数 平成24年度実績:モデル事業として33クラブを選定 平成33年度目標:全国300箇所程度

(注)文部科学省の事前分析表を総務省において簡略化した。

II 点検結果からみた政策評価実施上の留意点 ～その他(評価の質を高める取組—評価書の工夫—)～

●予算等への反映状況を明示(農林水産省) ※厚生労働省及び文部科学省においても予算要求等の内容の明示あり

政策分野名 【施策名】	林業の持続的かつ健全な発展								
施策(1)	望ましい林業構造の確立とそれを担う人材の育成・確保								
目標③【達成すべき目標】	林業労働安全の向上								
測定指標	(ア)林業労働死亡者数	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	50人		38人	37人	39人		35人以下	B	
	年度ごとの目標値		42人以下	40人以下	38人以下	37人以下			
目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠)...								
評価結果の政策への 反映状況(主なもの)	予算	・林業事業者の経営層をはじめとする組織全体の安全意識を高め自主的な安全活動を促進させるため、新たに、林業分野の指導等を担える労働安全の専門家を養成し、その活動を通じて地域の安全指導能力の向上を図るとともに、業界全体に安全意識の啓発を行う「林業労働安全推進対策(新規)」を要求する。							
	税制	—							
	その他 (法令、組織、定員等)	—							

(注)農林水産省の評価書を総務省において簡略化した。

●主要な指標の欄を設定(厚生労働省)

測定指標	指標A …の件数	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度		
		1,000	600	800	1,000	1,100	1,200	前年度以上		
	年度ごとの目標値		—	—	800以上	1,000以上	1,100以上		○	○
	指標B 〇〇の人数	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度		
2,700		2,500	3,000	2,700	3,100	3,200	前年度以上			
年度ごとの目標値		—	—	3,000以上	2,700以上	3,100以上		○	○	
指標C ××の件数	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度			
	100	100	120	100	110	100	前年度以上			
年度ごとの目標値		—	—	120以上	100以上	110以上			×	

(注)厚生労働省の評価書を総務省において簡略化した。

Ⅲ 政策評価審議会(目標管理型評価ワーキング・グループ)における検討状況

1. 目標管理型の政策評価に係る課題

- (1) 目標設定の在り方
 - ・ 企画立案と評価のかい離(評価のための目標(測定指標)設定になっている)
 - ・ 目標(測定指標)について、「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」が必ずしも明らかにされていない
- (2) 施策の分析手法
 - ・ 未達成の原因分析や達成手段の目標への寄与等の分析が十分に行われていない
- (3) ロジック・モデル
 - ・ 事前分析表で、目的-目標-達成手段等が整理されたが、必ずしも目標設定や施策の分析に生かされていない
- (4) 目標管理型の政策評価に馴染まない施策に係る評価手法
 - ・ 各府省の「主要な施策」の評価に、目標管理型の政策評価が一律に活用されているものの、当該評価方式に必ずしも馴染まない施策がある可能性
- (5) 政策評価と行政事業レビューとの連携の在り方
 - ・ 政策評価と行政事業レビューとの連携が必ずしも行われていない
- (6) その他在り方
 - ・ 「ガイドライン」は整備されたものの、目標設定方法や施策の分析手法等についてのマニュアルが整備されていない
 - ・ 重点化・効率化による評価のメリハリが必要

【目標管理型評価ワーキング・グループにおける検討事項】

- (1) 目標設定の在り方
 - (2) 施策の分析手法
 - (3) ロジック・モデル
 - (4) 目標管理型の政策評価に馴染まない施策に係る評価手法
 - (5) 政策評価と行政事業レビューとの連携の在り方 など
- ※ 重点化・効率化による評価のメリハリに留意

〔今後の検討予定〕

- 事前分析表等の実例をみながら、目標設定等について検討
- 各府省の実績も踏まえ、具体的な改善方策をとりまとめ

(演習) 政策の効果測定の合理性に係る検証の視点

「自動車の速度規制の強化」(米国コネチカット州)

- 規制強化の内容
州法を改正し、スピード違反者に対する罰則を強化(違反1回で10日間の免許停止、違反2回で1か月の免許停止、違反3回で無期限の免許停止)
これにより、ドライバーは処分を恐れスピードを落とす → 自動車事故の減少
- 効果(州知事の説明)
交通事故死亡者数の減少
規制強化前(1955年): 324名 → 規制強化後(1956年): 284名

【検証の視点】

- ① 外部要因
- ② トレンド
- ③ 測定尺度
- ④ 測定対象
- ⑤ 多重介入(他の施策との相互作用)

[平成28年1月14日の政策評価に関する統一研修(中央研修)における山田治徳早稲田大学教授のテキストをベースに松本が加筆]

(演習—解答) 政策の効果測定の合理性に係る検証の視点

「自動車の速度規制の強化」(米国コネチカット州)

- 規制強化の内容
州法を改正し、スピード違反者に対する罰則を強化(違反1回で10日間の免許停止、違反2回で1か月の免許停止、違反3回で無期限の免許停止)
これにより、ドライバーは処分を恐れスピードを落とす → 自動車事故の減少
- 効果(州知事の説明)
交通事故死亡者数の減少
規制強化前(1955年): 324名 → 規制強化後(1956年): 284名

【検証の視点】

- ① 外部要因
 - ・ 路面凍結の発生状況など、事故発生に影響を与える気候の変化を考慮すべき。
 - 1956年は暖冬で路面凍結が少なかったから事故が減少。
- ② トレンド
 - ・ 規制強化していない他州の交通事故死亡者数の推移と比較すべき。
 - 人口10万人当たりの交通事故死亡者数は、隣接する4州でも同様に減少。
 - ・ 2年間の比較ではなく、長期的な推移をみるべき(効果はすぐには現れない)。
 - 1959年までのトレンドをみると、隣接する4州が横ばい状態であるのに対し、コネチカット州は毎年減少。
- ③ 測定尺度
 - ・ 高速道路の通行車両1台当たりの死亡者数に換算して効果を測定すべき。
 - 換算してみると、死亡者数は減少していない。
- ④ 測定対象
 - ・ 死亡事故発生件数を基に効果を測定すべき(死亡者の発生確率を考慮すべき)。
 - 死亡事故発生件数は減少しておらず、死亡者数の減少は幸運の結果。
- ⑤ 多重介入(他の施策との相互作用)
 - ・ スピード違反の取締り状況を考慮すべき。
 - 取締りが不十分なので、規制強化後も、ドライバーはスピード出し過ぎをやめていない。